

# 厚木市固定資産(償却資産)評価事務取扱要領

(制定：令和5年12月1日)

## 1 趣旨

この要領は、地方税法(以下「法」という。)第341条第4号に規定する償却資産(以下「償却資産」という。)に関して、法第388条第1項の規定による固定資産評価基準(以下「評価基準」という。)その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

## 2 償却資産の意義【法第341条第4号】

償却資産とは、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

- (1) 事業の用に供することができる資産であること。
- (2) その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算(以下「税務会計」という。)において損金又は必要な経費に算入されるもの(法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)であること。
- (3) その取得価額が少額である資産その他の資産で、税務会計上、法人税法施行令第133条若しくは第133条の2第1項又は所得税法施行令第138条若しくは第139条第1項の規定によってその取得価額の全部又は一部が損金又は必要な経費に算入されるものでないこと。
- (4) 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと。
- (5) 自動車税又は軽自動車税の課税客体である自動車、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車でないこと。
- (6) 固定資産税の課税客体である土地又は家屋でないこと。

## 3 償却資産申告の義務【法第383条】

償却資産は土地や家屋のような登記制度が無いことから、原則として所有者からの申告内容を基に賦課決定をする。

- (1) 毎年1月1日(賦課期日)現在において市内に保有している資産情報(名称、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数)等を記入し、同年1月31日までに窓口への持参、郵送又は電子申告(eLTAX)によって償却資産申告書(以下「申告書」という。)を提出しなければならない。
- (2) 償却資産の申告は、次の方法によるものとする。

一品増減申告	<ul style="list-style-type: none"><li>・増加がある場合は、その資産情報を記載した種類別明細書(増加資産用)</li><li>・減少がある場合は、その資産情報を記載した種類別明細書(減少資産用)</li><li>・資産の増減の状況等を記載した申告書</li></ul>
電算申告 (全資産申告)	<ul style="list-style-type: none"><li>・全資産の資産情報及び事業者の電子計算機で計算された各資産の評価額を記載した種類別明細書(全資産明細)</li><li>・取得価額及び評価額の合計額等を記載した申告書</li></ul>

- (3) 新たに非課税、課税標準の特例、課税免除、不均一課税又は減免が適用される場合

は次の書式を併せて提出するものとする。

非課税・課税標準の特例	ア	非課税又は課税標準の特例の該当資産の明細書
	イ	非課税又は課税標準の特例の適用の根拠となる資料
課税免除・不均一課税	ア	課税免除・不均一課税適用分の申告書
	イ	ア以外の償却資産の申告書
	ウ	アとイの合計の申告書
減免		市税(固定資産税・都市計画税)減免申請書等

#### 4 償却資産の評価【法第 341 条第 5 号】

償却資産の評価とは、評価基準に基づき、資産の取得価額及び耐用年数を基に償却資産の価格を求めることをいい、償却資産の価格は、適正な時価をいう。

なお、適正な時価は、正常な取引条件のもとで成立する取引価格であり、この価格の算定方法は評価基準で定められた方法で算出する。

#### 5 具体的な取扱い

##### (1) 貸付資産

所有者自身が自己の営む事業のために直接使用するのではなく、他者に貸し付けて、その者がこれを事業の用に供している資産についても「事業の用に供することができる資産」に該当し、固定資産税(償却資産)の課税客体とする。

なお、この場合、その所有者が物品貸付業者であるときは、その資産は貸付事業の用に供されるものであるから、貸し付けられた資産が貸付先で事業用に使用されるか否かを問わず、固定資産税(償却資産)の課税客体とする。

##### (2) 用途廃止資産

賦課期日現在使用していない資産で、将来において使用できないような廃棄同様の状態にあるもの又は将来において使用しないことが客観的に明確であるものは、「事業の用に供することができる資産」に該当せず、固定資産税(償却資産)の課税客体としない。

##### (3) 清算中の法人が所有する資産

清算中の法人は、解散によって本来の事業活動を停止し、後始末のため財産を整理する過程にあり、目的とする事業を継続することはできないことから、清算中の法人が所有する資産は、一般的には「事業の用に供することができる資産」に当たらない。

ただし、清算事務の用に供されている資産及び他の者に事業用資産として貸し付けられている資産については、固定資産税(償却資産)の課税客体とする。

##### (4) 償却済資産

税務会計上、既に減価償却を終了し、帳簿上は備忘価額(1円)のみが計上されているものであっても、現に「事業の用に供することができる」状態にある限りは、固定資産税(償却資産)の課税客体とする。

##### (5) 自動車等に取り付けられた機器等の取扱い

自動車税及び軽自動車税の課税客体である自動車等に取り付けられた機器(カーナビゲーション、タコメーター)等については、性能、形式、構造等が自動車用として特

別に設計されているものであり、自動車固有の装置と認められるため、たとえ機器等の取り外しが可能であるとしても、当該機器等は自動車と一体をなしているものと考えべきであることから、固定資産税(償却資産)の課税客体として取り扱わない。

(6) 事業の用に供することができることとなった時期の判定

「事業の用に供することができる」こととなった時期は、一般的には償却資産の所有権を取得した日である。

ただし、単に所有権を取得した日が事業の用に供することができることとなった時期であると言えない場合もある。この場合、賦課期日現在において「事業の用に供することができる」状態にあるかどうかの判定は、その資産の種類、機能、企業の形態及び内容等を参考に検討し、客観的な事実認定によって判断する。

また、竣工及び使用について監督官庁の許認可を必要とするような償却資産については、その許認可があつて初めて事業の用に供することができること等を考慮し、許認可手続が特に遅れている等特別の事情が無い限り、賦課期日現在においてその許認可があつたものを「事業の用に供することができる」状態にあるものとして取り扱う。

(7) リース資産の納税義務者

ア 一般的な賃貸借契約によるリース資産

リース期間終了後、資産がリース会社(所有者)に返還される契約の場合、申告及び課税については、リース会社が対象となる。

イ リース期間終了後に資産が譲渡される契約によるリース資産

ファイナンス・リースのうち、リース期間終了後、資産が無償又は名目的な対価で譲渡される等実質的に割賦販売と同様の契約の場合、申告及び課税については、借主が対象となる。

【参考：法第 342 条第 3 項及び「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」の第 3 章第 1 節第 1】

6 償却資産申告の賦課処理

(1) 提出期限内の申告

その年の申告期限である 1 月 31 日までに申告がされたものについては、受付後、速やかに当初賦課処理を行う。

(2) 提出期限後の申告

その年の申告期限である 1 月 31 日を過ぎても申告が無く、その後遅れて申告があつたものについては、当初又は随時賦課処理を行う。

(3) 申告内容が不明又は不備がある場合の対応

ア 申告内容が不明又は不備がある場合、原則として申告者等に電話等で確認を行う。確認した結果、訂正が必要な場合は申告者等に訂正申告の提出を求めることができる。記載又は計算誤り等軽易な内容については申告者等の了承を得た上で、職権で申告書を訂正することができる。この場合、申告者等の受け答えの経過は申告書に記録する。

イ 申告内容に不備がある場合であっても、申告の意思が確認できるもの、又は種類別明細書や過去の申告内容等により不備を補えると判断できるものは、職権で申告

書に補記することができる。

(4) 修正の申告

賦課決定後に修正すべき事項があった場合、申告者等から修正内容を記載した申告書の提出を求め、これにより賦課決定を行う。

(5) 過年度課税

申告された資産について、本来申告すべき年度が過年であったことが判明した場合、厚木市市税条例第4条の規定により、本来課税すべき年度に遡及して課税するものとする。過年度課税については法第17条の5の規定により5年遡及を原則とする。

この場合、次の点に注意して処理をする。

ア 過年度の処理は、修正申告の提出をもって行う。

ただし、増加(申告漏れ)については、増加資産の把握が容易なことから、修正申告の提出を省略できるものとする。

イ 修正前及び修正後の課税標準額が免税点未満の場合は、修正申告の提出及び修正処理を省略することができる。

7 推計課税(職権課税)

法第343条第3項に規定する償却資産所有者に対し再三申告依頼をしても申告書を提出しない場合、国税資料等に基づき推計課税を行うことができる。